

霧島市指定ごみ袋販売の手引き

霧島市環境衛生課 廃棄物対策グループ

令和6年3月8日改定

はじめに

霧島市では、ごみ減量・資源化の意識付けと排出量に応じた負担の公平性のために指定ごみ袋制度を導入しています。ごみを出す市民は市指定のごみ袋を購入することで、一般廃棄物処理手数料を支払います。

そのため、指定ごみ袋制度の円滑な推進と市民の利便性の向上を図ることを目的とし、市内の店舗とごみ処理手数料の収納及び指定ごみ袋の交付に関する委託契約を締結します。

一般廃棄物処理手数料は、ごみを処理するための経費の一部に充てられます。

1 指定ごみ袋制度の概要

家庭からごみ収集所へ燃えるごみ、燃えないごみ、資源物（缶、ペットボトル、容器包装プラ）を出す方は、指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）で、ごみ袋の種類及び大きさに応じた一般廃棄物処理手数料を支払い、指定ごみ袋の交付を受けます。

※本手引書で「一般廃棄物処理手数料」とは、指定ごみ袋の販売価格のことを持します。

指定ごみ袋の種類及び販売価格は次のとおりです。

種類	1箱枚数	販売価格	1袋枚数	販売価格
可燃ごみ用指定袋（大）	500枚（50袋×10枚）	10,500円	10枚	210円
可燃ごみ用指定袋（中）	500枚（50袋×10枚）	9,000円	10枚	180円
可燃ごみ用指定袋（小）	500枚（50袋×10枚）	6,500円	10枚	130円
資源物用指定袋（大）	500枚（50袋×10枚）	8,500円	10枚	170円
資源物用指定袋（小）	500枚（50袋×10枚）	7,500円	10枚	150円
不燃ごみ用指定袋（大）	250枚（25袋×10枚）	6,500円	10枚	260円
不燃ごみ用指定袋（小）	250枚（25袋×10枚）	4,250円	10枚	170円

2 取扱店の指定を受ける手続き

取扱店の指定を受けるには次のような手続きが必要になります。

- (1) 「申請書」に必要事項を記入の上、提出してください。
- (2) 取扱店は、次の条件を満たしていることが必要です。
 - ① 市内に店舗等があること。
 - ② 年間を通じて委託契約書及び本手引きに定める業務が適正に履行できること。
- (3) 市が取扱店として適当であると認めた場合は、委託契約を締結します。

3 業務の内容

(1) ごみ袋の販売

- ①指定ごみ袋を交付（販売）する際に、一般廃棄物処理手数料（販売代金）を徴収してください。
- ②指定ごみ袋は1袋（10枚入り）単位で交付（販売）します。
- ③指定ごみ袋を第三者へ卸売しないでください。

(2) 発注業務

1回の注文数が10箱以上（年間100箱以上購入）の場合

①注文方法 次のいずれかの方法により、環境衛生課に注文してください。

・FAX 指定の注文用紙によりFAX送信してください。24時間受付け可能です。
FAX番号 0995-47-1930

・電話 FAXがない店舗又はFAXの故障等、やむを得ない事情がある場合のみ
電話にて発注を受付けます。受付時間は、受注窓口営業日の午前8時15分
から午後5時までとなります。

・いずれの方法についても、注文の締切日を過ぎてからの注文は、翌配達分となります
ので、ご注意ください。

②注文受付時間 毎週月曜日（祝日の場合火曜日）の午前12時締切

③配達は原則毎週火曜日（国分地区、福山地区）と水曜日（それ以外の地区）となります。

④配達日に納品した指定ごみ袋について、注文内容と納品内容に誤りがないか確認して
ください。

⑤納品時に、配達員が持参する納品伝票に受領日を記入し、受領印を押印してください。
納品伝票（取扱店控）は1年間保管してください。

⑥配達時間帯の指定はできません。

⑦納品時に不良品があった場合は、すぐに環境衛生課まで連絡してください。

⑧月末締めで、納品した指定ごみ袋の数量に基づき一般廃棄物処理手数料を請求しま
す。市が指定する口座に振り込んでください。

上記以外の場合

①注文方法 原則電話により、受取窓口に注文してください。

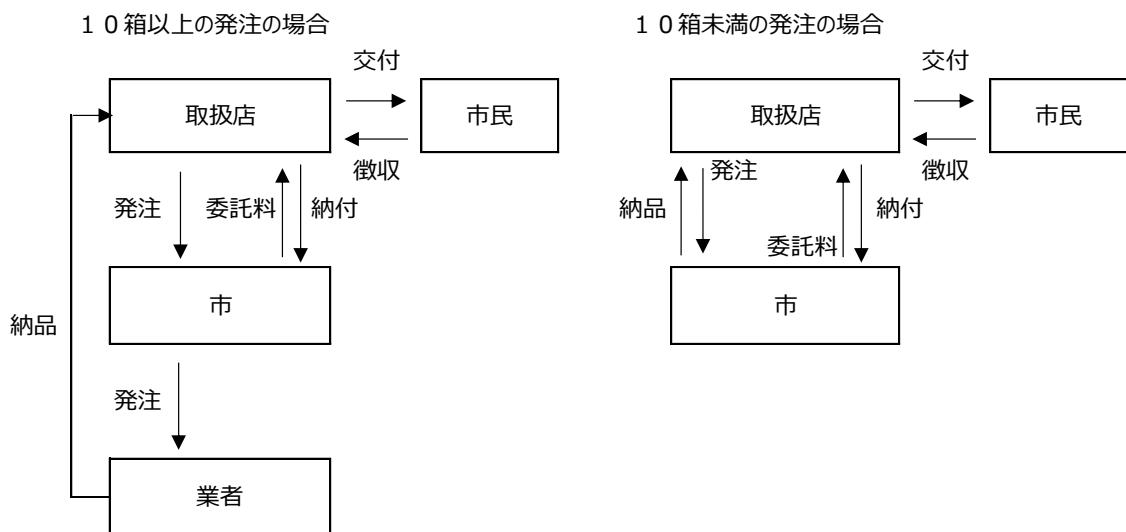
事務所所在地	窓口	注文受付時間	連絡先
霧島市役所本庁	環境衛生課内	午前8:15~12:00 午後1:00~5:00 受取は午後3:30まで	0995-64-0961
溝辺総合支所	市民生活課内	同上	0995-59-2923
横川総合支所	市民生活課内	同上	0995-72-0513
牧園総合支所	市民生活課内	同上	0995-76-2713
霧島総合支所	市民生活課内	同上	0995-57-0242
隼人市民サービスセンター	隼人市民福祉課内	同上	0995-42-1115
福山総合支所	市民生活課内	同上	0995-56-2113

- ②注文したごみ袋は開庁日の午前8時15分から午前12時、午後1時から午後3時30分の間に直接窓口でお受け取りください。
- ③受け取りの際に一般廃棄物処理手数料をお支払いください。

(3) 在庫管理

- ①指定ごみ袋は、直射日光などによる劣化や盗難の危険を避けて保管してください。
- ②取扱店における紛失などの事故については、市では責任を負えませんので、適正な在庫管理に努めてください。
- ③配送日を設けていない週があるため、注文の際には配送日程を確認し、常に全ての種類の指定ごみ袋が販売できるように適正量の在庫を確保してください。

4 業務の流れ



5 販売委託料

- ・販売委託料は、1袋（10枚）30円です。
- ・支払いは、一般廃棄物処理手数料を納付する際に、この販売委託料を差し引いた額を納付していただく方法で行います。

6 その他

- ・市のホームページに指定ごみ袋取扱店向けに関係書類を掲載しているので、ダウンロードしてご使用ください。
- ・市へ届け出ている事項に変更があった場合は、速やかに「変更事項届出書」を提出してください。
- ・取扱店の都合により、委託契約を解除したい場合は、環境衛生課まで連絡してください。